

株 式 取 扱 規 則

制 定 ・ 実 施 平 成 2 年 1 0 月 2 9 日

改定日	平成4年12月8日
改定日	平成6年4月14日
改定日 (実施日)	平成11年9月14日 平成11年10月1日
改定日 (実施日)	平成12年2月8日 平成12年2月14日
改定日 (実施日)	平成13年10月30日 平成13年10月1日
改定日 (実施日)	平成14年10月29日 平成14年10月29日
改定日 (実施日)	平成15年3月20日 平成15年4月1日
改定日 (実施予定日)	平成16年11月26日 平成16年12月12日
改定日 (実施予定日)	平成17年8月22日 平成17年10月1日
改定日 (実施予定日)	平成18年4月25日 平成18年5月1日
改定日 (実施予定日)	平成18年12月11日 平成19年1月1日
改定日 (実施予定日)	平成19年2月15日 平成19年5月7日
改定日 (実施予定日)	平成20年12月1日 平成21年1月5日
改定日 (実施予定日)	平成21年8月31日 平成21年10月13日
改定日 (実施予定日)	平成21年10月7日 平成21年10月31日

株 式 取 扱 規 則

第 1 章 総 則

則

(目 的)

第 1 条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、定款の定めにもとづき、この規則の定めるところによる。

(請求または届出等)

第 2 条 この規則による請求または届出は、当社の定める書式によるものとする。

②前項の請求または届出について、代理人より行うときは、代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは、同意を証明する書面を、提出しなければならない。

第 2 章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録)

第 3 条 株主名簿への記載または記録（以下「名義書換」という。）を請求する時は、株主および株式の取得者が共同して請求するものとし、所定の請求を提出しなければならない。ただし、法令に定める手続きによる場合はこの限りではない。

②譲渡以外の事由により取得した株式の名義書換をするときは、前項の手続きによるほか、取得を証明する書面を提出しなければならない。

(法令による別段の定めがあるときの名義書換)

第 4 条 株式の移転について法令による別段の手続きを必要とするときは、請求書にその完了を証明する書面を添えて提出しなければならない。

(新株予約権原簿への記載または記録等)

第 5 条 新株予約権原簿への記載または記録を請求するときは、所定の請求書を提出しなければならない。

第 3 章 質 権

権

(質権の登録、変更、末梢)

第 6 条 株式につき質権の登録、変更またはその抹消を請求するときは、所定の請求書に質権設定者、質権者連署のうえ、提出しなければならない。

第 4 章 諸 届

届

(株主等の住所、氏名および印鑑の届出)

第 7 条 株主、登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、住所、氏名および印鑑を届け出なければならない。ただし、外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。

②前項の届出事項に変更があったときは、その旨を届出なければならない。

(外国居住株主等の届出)

第 8 条 外国に居住する株主、登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、前条の手続きのほか、日本国内に常任代理人を選任するか、または通知を受ける場所を定めてこれを届出なければならない。

②常任代理人は、前条の規定を準用する。

(法人の代表者)

第 9 条 株主が法人であるときは、その代表者 1 名を届出なければならない。

②代表者を変更したときは、届出書にその事実を証明する書面を添えて届出なければならない。

(共有株式の代表者)

第10条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めて届出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

(株主名簿の表示変更)

第11条 次に掲げる事由により、株主名簿の表示の変更をしようとするときは、届出書にその事実を証明する書面を添えて届出なければならない。

1. 改姓、改名
2. 親権者、後見人等の法定代理人の設定、変更または解除
3. 商号または法人名称の変更
4. 法人組織の変更

(新株予約権者の届出方法)

第12条 新株予約権者の届出事項に変更があった場合には、その旨を届出なければならない。

第5章 単元未満株式の買取

(買取請求の方法)

第13条 単元未満株式の買取りを請求するときは、所定の請求書を提出しなければならない。

- ②前項の場合において、単元未満株式の買取りを請求する者は、買取価格を指定することができないものとする。
- ③第1項の単元未満株式の買取りを請求した株主は、当該請求を撤回することができない。

(買取価格の決定)

第14条 単元未満株式の買取請求がなされた場合の買取単価は、当会社において定めた価格とする。

- ②前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。
- ③前項のほか、買取価格は、買取請求人と当会社との協議によって定めることもできる。

(買取代金の支払)

第15条 当会社は、当会社が別途定めた場合を除き、買取価格が決定した日の翌日から起算して6営業日以内に、買取請求者に買取代金を支払う。

- ②前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

(買取株式の移転)

第16条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払手続きを完了した日に当会社に移転する。

第5章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使手続き)

第17条 基準日を定めて行使される権利以外の権利(以下、「少数株主権」という)を当会社に対して行使するときは、住所、氏名および届出印を押印(印鑑を届けていない場合は、実印を押印の上、印鑑証明書を添付)した書面により、行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

第18条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は以下のとおりとする。

1. 提案の理由
各議案ごとに400字

2. 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項
各候補者ごとに400字

第 6 章 手 数 料

(手 数 料)
第 1 9 条 当会社の株式取扱いに関する手数料は無料とする。

付 則

- I. この規則の変更は、取締役会の決議によるものとする。
II. この規則は、平成 2 年 1 0 月 2 9 日より実施する。